

議案第 1 1 6 号

北名古屋市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正について

北名古屋市市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

平成 2 7 年 1 2 月 2 8 日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、地方税分野における個人番号利用手続の一部見直しが図られ、個人番号の記載を不用とすることによって、本人確認手続等の納税義務者の負担を軽減するため、本条例の一部を改める必要があるからである。

北名古屋市市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例

北名古屋市市税条例等の一部を改正する条例（平成27年北名古屋市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第1条のうち北名古屋市市税条例第51条第2項第1号の改正規定中「又は名称、住所若しくは居所又は事務所若しくは事業所の所在地及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）又は法人番号」を「及び住所又は居所（法人にあっては、名称、事務所又は事業所の所在地及び法人番号）」に改め、同条例第139条の3第2項第1号の改正規定中「個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第15項）」を「法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項）」に改め、「個人番号又は」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。